

第43回新潟県スポーツ少年団競技別交流大会 第40回少林寺拳法大会競技要項

- 1 趣旨 地域スポーツの振興に伴い、各スポーツ少年団がそれぞれ活発な活動を展開している。この状況に即し、スポーツを愛好する団員が一堂に集い、日頃鍛えた技を競いながらお互いの交流を深めるとともに、団員の能力開発を目指す場とする。
- 2 主催 公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県スポーツ少年団
- 3 後援 新潟県 新潟市教育委員会 (公財)新潟市スポーツ協会 新潟市スポーツ少年団
新潟県少林寺拳法連盟 新潟日報社
- 4 主管 新潟県スポーツ少年団少林寺拳法専門部 新潟県少林寺拳法連盟新潟市ブロック
- 5 期日 令和5年9月30日(土)
- 6 会場 黒埼地区総合体育館 〒950-1112 新潟県新潟市西区金巻746-1 TEL:025-377-5211
- 7 日程 開場・受付開始 8時30分
指導者会議 9時10分
競技開始 10時00分
競技終了予定 16時00分
- 8 競技種別
「13 競技種目及び競技規則」に記載のとおり。
- 9 参加資格
(1) 令和5年度日本スポーツ少年団登録団員及び指導者。
(2) スポーツ安全保険に加入している者。
- 10 表彰
(1) 団体演武・組演武・単独演武とも上位6位まで賞状を授与する。
(2) 団体演武・組演武・単独演武とも1位～3位の入賞者には入賞メダル(新潟日報社寄贈)を授与する。
(3) 団体演武・組演武・単独演武とも上位入賞者に北信越交流大会(11/5 石川県)への出場権を与える。
ただし、単独演武 小学生見習いの部については対象外とする。
例年の出場者枠ですと団体演武は上位2組、組演武・単独演武上位6組(名)となりますが、
詳細は後日お知らせいたします。
(4) 成績発表は大会終了後にインターネット上で閲覧可能になります。
詳細については別途ご案内致します。
(5) 表彰式は閉会式と合わせて競技終了後に行う。

11 申込方法

- (1) 単位団ごとに、所定の参加申込書に入力のうえ申し込むこと。
- (2) 参加申込書は下記へ 9月15日(金)までにメールにて申し込むこと。(期日必着)

〒958-0253 村上市大場沢 1278 本保 真 宛
メール：shin@honbo.co.jp 携帯：090-2979-0349

- (3) 参加申込書にスポーツ少年団登録システムの帳票を利用し登録確認用紙(団情報、団員名簿、指導者名簿)を必ず添付すること。
- (4) 申込みの時点で未登録者がいた場合は、その者は出場することはできない。

12 参加料

団員・指導者1名 1,000円

※当日、受付にて参加料を徴収します。

13 競技種目及び競技規則

(1) 団体演武

- | | | | |
|--------------------|-----------|----|----------|
| ア. 小学生低学年の部(1～3年生) | 規定演武(別記2) | 時間 | 制限なし |
| イ. 小学生高学年の部(6年生以下) | 自由演武 | 時間 | 1分～1分30秒 |
| ウ. 中学生の部 | 自由演武 | 時間 | 1分30秒～2分 |

※ 1チーム6人または8人で構成する。小学生低学年の部は6～8人で構成する。

※ 団体演武の補欠要員は1チーム2名までとする。

※ 団体演武間での選手の重複(補欠含む)は不可とする。

(2) 組演武 3人掛けは不可

- | | | | |
|---------------|------------------------|----|----------|
| ア. 小学生7級以下の部 | 規定組演武(令和5年度練成大会種目に準ずる) | 時間 | 制限なし |
| イ. 小学生4～6級の部 | 規定組演武(令和5年度練成大会種目に準ずる) | 時間 | 制限なし |
| ウ. 小学生自由組演武の部 | 自由組演武(3級以上) | 時間 | 1分～1分30秒 |
| エ. 中学生男子の部 | 自由組演武 | 時間 | 1分30秒～2分 |
| オ. 中学生女子の部 | 自由組演武 | 時間 | 1分30秒～2分 |

※ 組演武については、重複を認めない。

※ 組演武において、種目(資格)が異なる者と組む場合は、上位の階級に属する種目に出場すること。
(なるべく2階級以上の差がないよう組み合わせること)

(2) 単独演武

- | | | | |
|--------------|-----------|----|---------------------------|
| ア. 小学生見習いの部 | 規定演武(別記1) | 時間 | 制限なし
(令和5年度練成大会種目に準ずる) |
| イ. 小学生7～8級の部 | 規定演武(別記2) | 時間 | 制限なし |
| ウ. 小学生4～6級の部 | 規定演武(別記3) | 時間 | 制限なし |
| エ. 小学生3級以上の部 | 自由演武 | 時間 | 1分～1分30秒 |
| オ. 中学生男子の部 | 自由演武 | 時間 | 1分～1分30秒 |
| カ. 中学生女子の部 | 自由演武 | 時間 | 1分～1分30秒 |

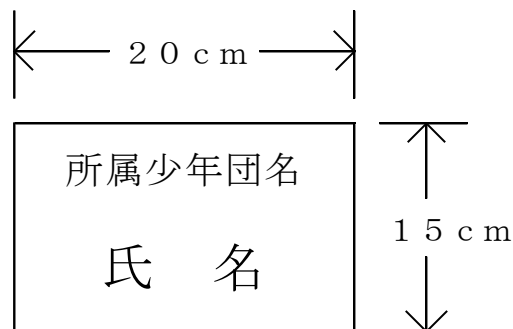
- (3) 上記以外の競技規則は、一般財団法人少林寺拳法連盟競技規則及び審判規則に準ずる。

また一部、新潟県内競技規則については審判会議内において決定する。

(4) 参加資格は令和5年度日本スポーツ少年団登録団員及び指導者とする。

(6) 申し込み締切り後の選手交代は一切認めない。

(7) 参加者は必ず所属少年団名、氏名を明記した縦15cm、横20cmのゼッケンを背に付けること。



別記1 (単独演武 小学生見習いの部)

- ① 上段振り突 6回 (開足中段構えより)
- ② 中段蹴上 6回 (開足中段構えより)
- ③ 内受 6回 (開足中段構えより)
- ④ 上受 6回 (開足中段構えより)
- ⑤ 天地拳第一系 (左前)
- ⑥ 竜王拳第一系 (右前)

別記2 (単独演武 小学生7～8級の部)

(団体演武 小学生低学年の部)

- ①② 天地拳第一系 (右前と左前を行う)
- ③ 天地拳第二系
- ④⑤ 義和拳第一系 (正面と背面を行う)
- ⑥ 竜王拳第一系

別記3 (単独演武 小学生4～6級の部)

- ① 天地拳第二系
- ② 天地拳第三系
- ③ 義和拳第一系 (正面のみとする)
- ④⑤ 義和拳第二系 (左前と右前を行う)
- ⑥ 竜王拳第一系

[単独演武の留意点]

1. 単独演武については1人で行う。
2. 小学生見習いの部、小学生7～8級の部のみ音声データにて号令をかける。
事前に配布の音声データにて確認をしておくこと。(※規定演武表を参照)

[その他の注意]

1. 中学生男子は原則として道着の下にシャツを着用しない。
2. 競技中の眼鏡、ハードタイプのコンタクトレンズの使用は原則禁止とする。なお、やむを得ず眼鏡を使用する場合は、バンド等で固定するとともに事前に申請を行うこと。
3. 競技中のマスクの着用を希望する場合は、事前に申請を行うこと。使用するマスクについては、競技中に外れたりしないように配慮すること。競技中においては審判員の指示に従うこと。
4. 原則としてサポーター類の使用は不可とする。
5. 自由演武で使用可能な技(武階に相当する技)は守者側の競技者が有する武階の最終科目内(資格内)

の技とする。(例) 初段の拳士は守者として初段修得科目である二段科目まで使用可。

ただし、守者側の競技者が級拳士の場合は以下の例外事項を認める。

- ・中学生 見習～4級については、3級科目まで使用可とする、
- ・中学生 3級～1級については、初段科目まで使用可とする。
- ・少年部 見習～7級については6級科目まで使用可とする。

※少年部6級～初段については例外事項を認めない。

6. 少年部において天地拳第二系(相対)は3級より使用可とする。
7. 「投げに対する宙で回転する受身」については使用禁止技とする。

14 その他

- (1) 参加団は、必ず単位団旗を持参のこと。
- (2) 参加団員は、必ず競技要項に記載されたゼッケン及び団員章(ワッペン)を着用すること。
- (3) 組合せ等は、原則として主催者又は主管団体の責任で行う。
- (4) 各単位団の代表者は、当日の指導者会議に必ず出席すること。
- (5) 競技規則により行われる異議申し立て以外は慎むこと。指導者会議を含め指示に従わない場合は失格とする。
- (6) 往復途上及び大会の疾病・傷害又は事故による医療費等は、参加者負担とする。
- (7) 申込期日に遅れた場合や申込書に必要な事項未記入があった場合などは参加を受け付けない。
- (8) 参加申込書は、必要枚数をコピーのうえ使用すること。
- (9) 組演武・単独演武合わせて1人1種目のみ参加可能とする。団体演武への重複出場を認める。
組演武と団体演武、単独演武と団体演武は出場可。組演武と単独演武の出場は不可。
- (10) 取得した個人情報は大会運営上必要なプログラム編成及び作成・大会結果掲載にかかわること(掲示板・ホームページ・大会報告書・報道関係への提供等)、その他大会運営及びに大会開催に必要な連絡等のみ使用する。大会関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ、インターネット等によって配信されることがある。大会申し込みとして申込書を提出した時点で、個人情報及び肖像権の取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。